

令和7年度国民健康保険税の制度改正

1. 課税限度額の引き上げ

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40歳～64歳）の合計額が世帯主に課税されます。そのうち医療給付費分、後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられました。

（課税限度額）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	65万円	24万円	17万円
改正後	66万円	26万円	17万円

2. 軽減措置の拡大

低所得世帯の保険税負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、均等割と平等割をそれぞれ7割、5割、2割軽減しています。

物価上昇などの経済動向に対応するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の基準所得金額が見直され、軽減の対象が拡大されました。

《改正前》

軽減	基準所得金額
7割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下
5割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+29.5万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下
2割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+54.5万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下



《改正後》

軽減	基準所得金額
7割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下
5割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+30.5万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下
2割	43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+56万円×（国保加入者数+旧国保加入者数）円以下

※旧国保加入者…国保加入者が75歳を迎えるなどの理由により後期高齢者医療制度に移行した人をいいます

◆注意事項

- ①世帯主が国保に加入していない場合も、世帯主の所得は軽減判定の対象です
- ②前年所得の申告が済んでいないと、所得が確定しないため軽減を受けることができません。無収入の人や遺族年金、障害年金のみの収入の人でも必ず申告してください
- ③所得更正や加入者の異動などがあった場合は、軽減判定の見直しを行うことがあります

問い合わせ 市税務課 ☎27-8481

保険証・医療費受給者証を更新します

7月中に各書類を郵送します。記載内容をご確認ください。

国民健康保険

マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証で受診できない状態の人には「資格確認書」を送付します。

- 同じ世帯にマイナ保険証を持つ人と持たない人がいる場合、資格確認書と資格情報のお知らせは別々の封筒に封入するため、世帯に2通届く場合があります
- 何らかの理由により、マイナ保険証での受診が困難である場合は、申請により資格確認書を交付できる場合があります。市市民課国保年金係または各地区生活応援センターで手続きしてください

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎27-8479

詳しくは▼



後期高齢者医療保険

すべての加入者に資格確認書を送付します。

医療費受給者証

子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者、身障3級の各医療費受給者証の対象世帯に送付します。

問い合わせ 市市民課 医療給付係 ☎27-8491

詳しくは▼



マイナ保険証での受診を基本とする制度に移行しています！

令和7年度の健康診査・肺がん検診を受けましょう



市は7月上旬、対象者にオレンジ色の封筒で受診票を郵送しました。検査項目や持ち物は同封チラシをご覧ください。

健診を受けるとメリットいっぱい！

毎年受けよう！ 3年分の結果が一目で分かるので、経年で健康状態を比較できます！
早期発見！ 自覚症状のない生活習慣病の芽を早期に発見することで重症化を防ぐことができます！

お得です！ 約10,000円の検査内容が1,000円で受けられます！ ※国民健康保険被保険者の場合

リスクもしっかり調べます！ 市の健康課題である、推定塩分摂取量や腎機能など独自に検査項目を追加しています！

健診後は生活習慣の見直しを！ 保健師や管理栄養士のアドバイスにより、生活習慣改善の目標が立てられます！

早期予防・早期発見・早期治療が健康寿命を延ばす秘訣です。健康維持の第一歩としてぜひ受診しましょう。



対象	年齢	料金	問い合わせ	市ホームページ
国民健康保険の人	19～74歳	1,000円	市市民課 国保年金係 ☎27-8479	
後期高齢者医療保険の人	75歳以上	600円	市市民課 医療給付係 ☎27-8491	
生活保護受給世帯の人	40歳以上	無料	市健康推進課 保健予防係 ☎22-0179	
肺がん検診を受診する人 ※申し込みしていない人は、事前申込が必要です（☎22-0179）	40歳以上	1,000円 (70歳以上、令和6年度市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は無料)		

※被用者保険（全国健康保険協会、共済組合など）の被扶養者の健康診査は、加入している健康保険の保険者へお問い合わせください

国民年金保険料の免除申請はお早めに！

令和7年度分（本年7月分～令和8年6月分）の免除申請受付を開始しています。希望する人は、お早めに申請願います。

■免除の区分 ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分1免除 ⑤納付猶予

※②～④は、保険料の一部が免除される制度で、残りの保険料は納付が必要です。この残りの保険料を納付しなかったときは、未納扱いとなってしまう、将来の老齢基礎年金の金額に反映されない他、障害や死亡など不慮の事態が生じたときに年金を受け取ることができなくなる場合があります

■申請方法

- ・「申請書による申請（窓口・郵送）」または「マイナポータルを利用した電子申請」
- ・窓口での申請は、宮古年金事務所または市市民課国保年金係でお願いします

※詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください

■用意するもの

- 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）または個人番号カード（写真入）
- （退職者の場合）雇用保険受給資格者証または離職票



日本年金機構
ホームページ

問い合わせ 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963

